

議案第76号

取手市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立公民館の設置及び管理等に関する条例（昭和58年条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市手数料，使用料における受益者負担のあり方に関する基本方針に基づき，公平性・公益性の確保の観点から，取手市立公民館の使用料の額を見直すため，本条例の一部を改正するものです。

取手市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

取手市立公民館の設置及び管理等に関する条例（昭和58年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

（単位 円）

区分		午前	午後	夜間
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
小文間公民館	和室 A・B	210	280	390
	調理室	360	480	540
	レクリエーション室	600	800	780
	和室 鶴・亀	300	400	480
	舞台（和室亀内）	300	400	480
永山公民館	講座室（A・B・C・D）	300	400	480
	ステージ（講座室C内）	300	400	480
	調理室	360	480	540
	和室	300	400	480
寺原公民館	和室	300	400	480
	講座室 A・B	300	400	480
	レクリエーション室	600	800	780
	ステージ（レクリエーション室内。控室を含む。）	600	800	780
	料理室	360	480	540
井野公民館	会議室 1・2・3	300	400	480
	調理実習室	360	480	540
	多目的ホール	1,500	2,000	1,680
	ステージ（多目的ホール内。控室を含む。）	600	800	780

	和室 鶴・亀	300	400	480	
	講義室	300	400	480	
戸頭公民館	講座室 A・B	600	800	780	
	ステージ（講座室A内）	300	400	480	
	会議室	300	400	480	
	料理室	360	480	540	
	和室 鶴・亀	210	280	390	
	別館	研修室 A・B	300	400	480
		研修室 C・D	180	240	360
白山公民館	会議室 1・2・3	300	400	480	
	和室 鶴・亀	300	400	480	
	舞台（和室亀内。控室を含む。）	300	400	480	
	講座室	900	1,200	1,080	
	ステージ（講座室内）	300	400	480	
	控室（講座室隣）	240	320	420	
藤代公民館	会議室 1・2	300	400	480	
	会議室 3	600	800	780	
	会議室 4	210	280	390	
	調理実習室	360	480	540	
	創作室	300	400	480	
	講堂	1,800	2,400	1,980	
	ステージ（講堂内）	600	800	780	
	視聴覚室	300	400	480	
	和室	300	400	480	
高須公民館	会議室	600	800	780	
	和室	300	400	480	
	調理室	360	480	540	
久賀公民館	会議室	600	800	780	
	和室	300	400	480	

	調理室	360	480	540
相馬南公民館	会議室	600	800	780
	和室 A・B	300	400	480
	調理室	360	480	540
	創作室	300	400	480
相馬公民館	会議室	600	800	780
	和室	300	400	480
	調理実習室	360	480	540
	創作室	300	400	480
六郷公民館	会議室	600	800	780
	和室	300	400	480
	調理実習室	360	480	540
山王公民館	会議室	600	800	780
	和室	300	400	480
	調理室	360	480	540

備考

- (1) 第4条第1項及び第2項の規定により1時間を単位として利用する場合における使用料の額は、午前、午後及び夜間の区分ごとの時間に対する利用時間の割合により算出する。
- (2) 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市立公民館の設置及び管理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。